

高を乗じた高を上納させることとした。これを六分上米という。したがって、これは企救郡を除いた五郡に見られる年貢である。

二 地方支配とその役人たち

(一) 地方支配の主な役人

小倉藩の地 小倉藩の地方支配機構と役職は、第9図のとおりである。方支配機構 郡代は在方支配の長として、小倉藩六郡の筋奉行・代官・山奉行・浦奉行を統括し、筋奉行は大庄屋・子供役・庄屋・方頭を統括した。大庄屋・子供役は一手永に一人ずつ、庄屋は一村に一人、方頭は村内の各集落からだいたい二五戸内外に一人、組頭は五戸に一人ずつ置いた。村役人の任免は、大庄屋・子供役は郡代が、庄屋は筋奉行が、方頭は大庄屋が、組頭は庄屋が任免した。

郡代

小倉藩六郡の企救・田川・京都・仲津・築城・上毛の長官を郡代という。郡代(おおむね番頭の格式の者)が各郡の筋奉行(おおむね馬廻の格式の者)・代官・山奉行・浦奉行(おおむね御目見通の格式の者)一人ずつを監督指揮して、藩内在方の民政全般を統括した。その役所を郡方役所、または郡代役屋敷、地方ともいい、小倉城南の口御門外木町元馬場町に置いた。

郡代は慶応四年(一八六八)三月六日、藩政改革に伴い郡政局主事と改正され、明治二年には民政局と改正された。翌三年には郡代の役職は、大属という身分に位置付けられた。

筋奉行

郡の長官で、受け持ち郡内の政務全般を統括した。大庄屋の政務を指揮し監督した。役所には書役三、四人を置き、一手永に一人の手代を任用して、大庄屋の政務を補佐させた。

手代の身分は、御目見以下の武士であった。慶応四年(明治元年)の藩政改革で郡宰と改称し明治三年には筋奉行の役職は、小属という身分に位置付けられた。

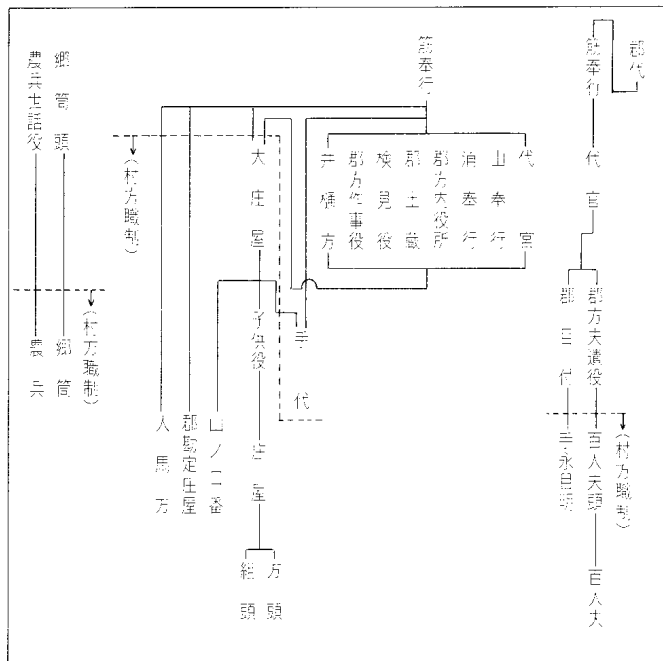
代官

郡内の政務全般にわたって、筋奉行とともに政務に従事して、筋奉行の職務を補佐した。

山奉行

山林事務を統括した。郡内の山林を巡視して、口屋番・山ノ口役を指揮監督した。書役二、二人、山手代一人を置いていた。

第9図 小倉藩の地方支配機構(『藩史大辞典』7巻から)



筋奉行・代官・山奉行を郡方三役といった。

### 大庄屋

手永の長で、筋奉行が推薦して郡代が任免し、苗字帯刀が許され、役職に就任中は手永名を姓とし、四〇〇六〇石の給米が支給された。手永内の庄屋を指揮して、諸般の政務を担当した。役所に書役一人、助手数人を置いて、筋奉行の指揮を受けて、藩庁からの法令の伝達や、手永内の租税・宗門・司法・刑務・作事などの、あらゆる事務に従事した。役所には人別帳・田畠水帳・新地検地帳・山鑑などを備えていた。

### 子供役

筋奉行が推薦して郡代が任免し、苗字帯刀が許され、役職に就任中は手永名を姓とした。大庄屋の要請に応じて、役所に出勤して事務に従事した。

子供役が始まりは、寛永年間（一六二四―四四）城野手永中村大庄屋が、島原一揆に出陣した留守の間、子息が大庄屋の職務を補佐したのが始まりという。その奇特によって切米八石を褒賞されたことから、子供役のことを八石ともいう（『福岡県史資料』第五輯）。

### 手代

郡役所に勤める下役の武士で、筋奉行の指揮、または大庄屋の要求によって、大庄屋の役所に出張して事務に参与したり、手永内の村を巡視し、警察事項を担当した。

### 大庄屋・子供役・手代を手永三役といった。

### 庄屋

一村の長で、大庄屋の推薦によって筋奉行が任免した。法令の伝達や村内の勸農・水利土木・年貢取り立て・治安など、村政全般にわたって地方事務・訴訟事務を行い、村を代表する責任者であった。役宅には田畠水帳・田畠坪付帳・人別帳・年貢取立帳・宗門改帳などの帳簿を備えていた。

### 方頭

庄屋の推薦によって大庄屋が任免した。村内の各集落ごと（およそ二五戸ぐらい）に一人の割で二〜四人ぐらいを置いた。庄屋とともに政務に従事して、庄屋の職務を補佐した。

### 組頭

庄屋が任免した。組頭は五人組の長で、五戸及びそれ未満に一人を置いた。組内の者は相互間の連帯責任を負わされていた。そのため組頭は、互いに違背の無いように注意し合うことに努めた。

### 庄屋・方頭・組頭を村方三役といった。

これらの役人が在方（農村）を支配するのであるが、在方支配で最も重要として課せられていたのが、年貢の徴収であった。年貢徴収を確実にするための支配が、どのようにして行われていたのであるうか。

### 村の支配組織

藩の財政を支える基盤は、百姓からの年貢の取り立ての収入で賄われていたと言っても過言ではなかった。そのため、年貢徴収が確実に、そして円滑に行われなければ、藩の経営が成り立たなかった。藩から在方への伝達は郡代から筋奉行へ、筋奉行から大庄屋へ、そして大庄屋から在方へと伝達される。そこで地方を円滑に支配できるきめ細かい心配りが必要になってくる。これができるのは農民による農民の支配で、その頂点に立つのが大庄屋であった。

大庄屋の第一の職務が、年貢納入の請負であることは言うまでもない。そのため、大庄屋は在地の名上であるとともに、農民に人望があり、そして統率力のある者が取り立てられた。このことは、年貢徴収を円滑に、そして確実にするうえで欠かすことのできない条件であった。藩では、こうした条件にあった者を大庄屋に任命して、藩の財政の確保を図ったのである。大庄屋は、その子供が元服するころから父の仕事

手伝い、世襲制ではないが、実際には世襲のような形になっていた。

大庄屋の下には、子供役・手代が大庄屋を補佐して村々を支配している。筋奉行からの伝達は、大庄屋から村々の庄屋へ伝えられ、村々には庄屋の下に、庄屋を補佐する方頭がいて、村内を統括した。末端の平百姓には、五戸を一組にしてその長に組頭を置いた。こうした地方支配組織が、きめ細かに在方支配を支えていたといえるのである。

**農民は年貢** 農民は年貢完納を第一に課せられていた。年貢皆済完納が第一 (完納) 前に米を売って、年貢の未進(未納)を防ぐため、年貢の皆済までは商人の村入りを禁止した。

来る廿七日、当秋御年貢米初納め仰せ付けられ候に付、御郡中諸商人札廿四日限りことごとく取り上げ、大庄屋ども手前に預り置き、もちろん御所務内は商人ども村内徘徊いたし候はば、廻郡の者差し出し置召捕せ候条、銘々(文化九年) 敷申し聞かせ候様、御郡中へ御申し触させあるべき候、以上  
八月十三日  
(郡代) 平 林 茂 兵 衛  
(「長井手永大庄屋日記」永井文書)

大庄屋中

藩では年貢を確実に徴収するために、こうした商人の年貢完納前の村入り商売を禁止する政策をとっていた。農民は生活必需品を求めるにもまず年貢の皆済が第一に課せられていた。

**統制を支えた** 五戸を一組にした五人組には、連座の規定、年貢納連帯責任制度 付のこと、その他生活全般にわたっての規則が定め

られていた。組内のことはすべて組員で、連帯責任を負わなければならなかった。したがって末端の百姓は、互いに連背の無いように監視し合ひ、五人組制度に縛られていた。組内で連背があれば五人組で責任を負

い、責任が負えなければ、村全体でその責任を負う連帯責任制度で、個人の自由は認められなかった。

そのため、組内から出奔(欠け落ち)の者が出ると大変である。まず組の者に負担がかかるが、負担できるものでなく、結局は村請制の原則からして村民全部に負担がかかる。負担を負いかねて亡村(荒廃した村)になる懸念があり、藩はこうした出奔に対し、「生所を立ち去り候段は、必竟かねがね不人氣悪情故の儀、重畳不届に付、向後右体不埒の者あれば、急度尋ね方申し付け、召捕え相糺の上、取り計らい申し付け候」(享和三年「長井手永大庄屋日記」と、厳しく取り締まることを命じている。

五人組制度と連帯責任制度は、年貢徴収や人民統制のために設けられた制度であったといえる。

こうした制度のもとに、いかに確実に年貢徴収をしていくかが、大庄屋をはじめ、村役人に課せられた最も重要な職務であった。

## (二) 犀川町域の村役人

### 現在の犀川町域

犀川町域は、大村・大熊・花熊・久富・統命院・古川・本庄・八ッ溝・山鹿・木山・大坂・柳瀬・

崎山・谷口・喜多良・鏡畑・木井馬場・犬丸・横瀬・内垣・上伊良原・下伊良原・帆柱・扇谷・上高屋・下高屋・末江の各大字から成っており、これらの大字は、藩政時代はそれぞれ独立した一村を成していた。

町域の各村を統括する手永は、長井手永が一六か村、節丸手永が一五か村の内一か村、合わせて二一か村から成っている(第32表参照)。二一か村の村高は九三五・五八六石(延享三年一一七四六)、軒数は三一四八軒、人口は七七八八人(明治三年一一八七〇)である。これらの村々

を統括支配していくのが、長井・節丸両手永の大庄屋である。

長井手永と節丸手永の成立

細川期の元和八年（一六二二）の『小倉藩人

畜改帳(2)』(東京大学出版会)によると、仲津郡は、

大村次郎左衛門（大村）、国作善七郎（国作

村）、伊良原二郎兵衛（下伊良原村）、帆柱

儀左衛門（上伊良原村）の支配となってい

る。仲津郡の村々はこの四手永の惣庄屋に

よって支配されるのだが、その支配下の

村々は不明である。

長井手永は、大村手永がのちに長井手

永となったことが、齋藤系図(正次)によっ

て知られる。系図によると、元和八年、長

井村（現行橋市）に居住の長井（齋藤）儀左

衛門は、細川氏によって大村手永惣庄屋を

命じられ、長井村から大村へ移住し、大村

手永を「長井手永」と改称した、とある。

長井手永の大庄屋は、のちに森氏に交替す

るのだが、それがいつの時点であるか現時

点では確認できない。

森氏は大庄屋就任後は、代々長井手永大

庄屋を世襲して明治維新を迎えている。

節丸手永は、伊良原手永と帆柱手永が統

第32表 長井手永・節丸手永の内犀川町域の村々

手 永 名	村 名	村 高	軒 数	人 口
長 井 手 永	石	323.466	42	176
	村熊	550.486	71	309
	熊	479.509	66	300
	命 富	371.354	50	207
	院 川	401.089	74	319
	統 古	437.550	59	257
	本 庄	650.063	85	406
	八 溝	144.350	12	48
	山 鹿	330.129	53	218
	木 山	646.387	69	277
	大 坂	390.264	74	316
	柳 瀬	292.902	68	290
	崎 山	689.683	142	622
	谷 口	282.464	14	69
節 丸 手 永	多 良	385.840	90	413
	鏡 畑	48.508	37	169
	馬 場	443.303	133	594
	丸 瀬	219.697	34	169
	横 垣	319.435	99	426
	内 上	200.581	25	102
	伊 良	357.168	96	468
	伊 良	305.371	119	584
	帆 柱	101.627	63	279
	扇 谷	19.264	19	94
合 計	高 屋	540.420	115	526
	高 屋	221.946	34	137
	末 江	202.730	25	103
	合 計	9355.586	3,148	7,878

※ 村高は延享3年（1746）(『豊前国小倉領郡村高辻帳』豊津藩歴史と風上(1)より)

※ 軒数・人口は明治3年（1870）(『京都郡誌』より)



長井手永初代惣庄屋儀左衛門の墓（大村）

合した手永で、伊良原手永は細川氏が入国して、下伊良原村の白川又七郎（のち孫兵衛）が惣庄屋に任命され、伊良原手永が成立した。以降孫兵衛の子次郎兵衛、その子重左衛門のとき小笠原氏が入封、重左衛門は引き続き大庄屋を務め、節丸村に在勤した。このときから、伊良原手永を節丸手永と改称した。重左衛門はその子治郎兵衛に家督を譲り、二男三之丞（のち十左衛門）を連れて節丸村に移住、十左衛門を跡役にした。十左衛門のあとは、兄治郎兵衛の子治郎兵衛、その子治兵衛、その子治郎兵衛、その子兵左衛門、その子治右衛門、その子治部平と代々節丸手永大庄屋を世襲した（『京都郡誌』）。

また「文久二年（一八六二）秋冬六郡々書上」（文書による）と、細川氏の入国後、白川孫兵衛が初めて惣庄屋役になり、そのあと、治兵衛・十左衛門と世襲し、十左衛門のとき小笠原氏が入国、子の十左衛門のとき、節丸村に

役宅を構えて、天和三年（一六八三）に退役した、となっている。ここでは、白川氏の大庄屋の世襲は四代となっている。その後の節丸手永は、転勤による大庄屋が務めた。

帆柱手永は廃止されて、節丸手永へ編入されるのだが、それがいつ廃止統合が行われたのか不明である。恐らく、小笠原氏が入国してから行った手永の編成替えによる時期であろう。

細川氏のあと、小笠原氏の入部によって、手永の編成替えが行われたよう、小笠原期の仲津郡は、長井手永・節丸手永・国作手永・平嶋手永・元永手永の五手永の編成となっている。

#### 大庄屋の手永支配

細川氏が入国すると、藩の経営に重要な年貢を円滑に徴収するために、在方支配を村の実情に精通して、人望があり、強い統率力を持っているかつての在地土豪層を、村の取りまとめ役として惣庄屋（大庄屋）、庄屋に取り立てた。なかでも大庄屋の権限は極めて大きく、行政・税務・司法・宗門・作事など、諸般の政務が職責となっており、地方支配の実権を握っていた。

細川氏のあと、小倉小笠原藩は大庄屋・庄屋とも転勤制であった。大庄屋の姓氏は転勤によってその手永名に改姓した。大庄屋の補佐役である子供役も同じように改姓している。手永名を苗字に使用できるのは、文政四年（一八二二）三月の通達で、大庄屋と子供役に限られた

（『中村平左衛門日記』<sup>(3)</sup>）  
（北九州市立歴史博物館刊）

大庄屋・子供役に任命されると、職務の心得書が役所から渡された。

安政二年（一八五五）八月、節丸仁左衛門が節丸手永大庄屋に就任したとき受け取った心得書の大要は次のとおりである。

一 常々油断無く相勤め、百姓は耕作に精を出し候様申し付け、検見、所務、



今は竹藪となっている長井手永役宅跡

年貢の取り立ては公平に申し付けること  
 一 幕令、藩令をよく守り、庄屋・百姓から馳走、音物（贈物）を受け取らぬこと  
 一 ひいき、私欲、非道、わがままをしないこと、また、縁者、親類などに頼まれ、貸し借りの取り次ぎをしないこと

（「長井手永大庄屋日記」）

の二か条から成っている。大庄屋の職務は一番に年貢の取り立てが重要な任務であったことがわかる。そして公平な取り立てをすることを申

第33表 仲津郡大庄屋知行代米渡方（慶応元年）

大 庄 屋	役 高	免	物 成
長 井 又 藏	60石	3.8	22.8石
節 丸 古 助	40	3.8	15.2
国 作 昇右衛門	40	3.8	15.2
平 嶋 壯左衛門	40	3.8	15.2
元 永 甚兵衛	50	3.8	19.0

（「長井手永大庄屋日記」より）

第34表 仲津郡大庄屋居住村（文政5年10月）

手 永 名	大 庄 屋	居 住 村
長 井 覚 七	長 井 覚 七	大 村
節 丸 覚 右衛門	節 丸 覚 右衛門	節 丸
国 作 貞 右衛門	国 作 貞 右衛門	国 今
平 嶋 三 左衛門	平 嶋 三 左衛門	平 嶋
元 永 七 左衛門	元 永 七 左衛門	元 永

（「長井手永大庄屋日記」より）

し付けている。不公平な取り立ては、百姓一揆、逃散ちたきさんなどの原因となるからである。心得書は、手永内を円滑に支配していくうえで、大庄屋として守らなければならない心得であった。

支配手永の政務は大庄屋の役宅で行われた。長井手永の役宅は大村に、節丸手永の役宅は節丸村に置かれていた、役宅では、正月の年頭に始まる庄屋の初寄りで伝達する年始の法令の順守から、秋の年貢の完納まで、その職務は膨大の量で、書役三、四人を置いて政務の全般にわたって村々の庄屋を指揮した。その職務に対しては大庄屋役料が給された（第33表）。文政五年（一八二二）の仲津郡五手永の大庄屋居住村は第34表のとおりである。明治二年（一八六九）七月二十九日に、大庄屋役

田は廃止されて、手永へ返された。

長井手永の大庄屋

長井手永の大庄屋は、前述の長井（齋藤）儀左衛門のほか、長井伝左衛門（天和二年一六八二）長井幸右衛門（安永二年一七七三）長井常右衛門（天明二年一七八二）が散見する。長井九郎左衛門・長井（森）甚左衛門・長井（森）堅吉（貞右衛門）・長井（森）覚七・長井（森）磯七・長井（森）又蔵と続いている。

長井（森）磯七は長井（森）覚七の子で、磯七は天保十一年（一八四〇）から安政二年（一八五五）七月まで長井手永大庄屋を務め、国作手永大庄屋へ転勤した。長井手永大庄屋あとには磯七の子又蔵がなり、親子で国作手永と長井手永の大庄屋を務めた。又蔵のとき明治維新を迎えた。又蔵は明治五年（一八七二）大庄屋職制廃止に伴い、同年五月十九日第四十九区区长となった。

大庄屋職制廃止によって又蔵は、本姓の森姓を称したが、同姓が多く差し支えもあって、同年九月に旧手永の号である長井の一字を改め、「永井」と改姓した。

節丸手永の大庄屋

節丸手永の大庄屋は、前述節丸（白川）氏の世襲のほか、節丸助右衛門（宝暦三年一七五三）が散見する。節丸（進）順平・節丸（進）七左衛門・節丸弥八郎（寛右衛門）・節丸（進）源之助・節丸元左衛門・節丸（畑）一作・節丸（友枝）多左衛門・節丸（藤河）長左衛門・節丸（進）礼蔵・節丸九郎左衛門・節丸（勢嶋）六左衛門・節丸（永沼）仁助・節丸（秋光）良平・節丸（永沼）仁助・節丸（白川）仁左衛門・節丸（筒井）武右衛門・節丸（藤河）古助・節丸（勢嶋）仁右衛門（二作）のとき明治維新を迎えた。

角田（畑）一作の節丸手永大庄屋へ転入に関して『中村平左衛門日記』(5)（北九州市立歴史博物館刊）天保四年（一八三三）二月十二日の条に、

築城郡大庄屋角田一作（角田手永大庄屋）このたび、仲津郡節丸へ手永替え仰せ付けられ候由承る。この一作は、はなはだ才子にて談判の人物なり。仲津郡はなはだ困窮、当時筋奉行小出氏の思い付きと相察し候、小出氏も至って功者の御方なり、深き思召ある事と相見え候、仲津郡は大庄屋これ迄至って情風に付、か様に相成候ことと思われ候こと

時は天保の飢饉きまの始まりであつた。仲津郡の農村の疲弊は他郡に比べて困窮が進んでいたのであろう。仲津郡筋奉行小出段蔵は、支配下の農村の立て直しを角田一作の才覚に賭けてのことという。天保飢饉のさなか、角田一作がどんな対策で農村の立て直しに対処したのか、現時点では確認できない。

長井手永の子供役

長井手永の子供役は、長井直七（安永二年）が散見し、長井儀左衛門が寛政八年（一七九六）から文化九年（一八一二）まで務めた。その間、寛政八年三月から同十一年一月まで節丸手永子供役を兼帯、文化元年から同九年まで古川村庄屋を兼帯した。

そのあと、続命院村庄屋で子供役見習（文化五年十一月から）の長井直七が、文化九年長井手永子供役に就任して長井健右衛門と改名した。子供役就任後も続命院村庄屋を兼帯、天保四年（一八三三）まで確認できる。

長井定兵衛（貞兵衛・順右衛門）は、花熊村庄屋のとき天保四年に長井手永子供役に就任、その後も花熊村庄屋を兼帯した。同六年には、さらに木山村庄屋も兼帯した。

節丸手永の子供役

節丸手永の子供役の初見は、大庄屋伊良原十右衛門（白川）の二男六之丞が、島原の乱に出陣して帰国の後子供役となり、天和三年（一六八三）まで四五年間務めた。その跡は不明で、節丸浅左衛門（寛政元年一七八九）が散見し、長井儀左衛門（長井手永子供役）が寛政八年から同十一年春まで節丸手永子供役を兼帯した。同年から文化八年（一八一）まで節丸宗左衛門（白川）、文政九年（一八二六）には節丸音左衛門の名が出るが、翌十年十二月二十四日に節丸長左衛門に交替している。

嘉永元年（一八四八）九月十三日から永沼仁助（帆柱村庄屋）が代勤している。仁助の代勤は、節丸手永大庄屋に就任する同三年三月四日までであろう。そのあとを節丸長右衛門（古助と改名）が安政六年（一八五九）八月まで務め、同八月節丸手永大庄屋に就任している。

そのあと同年八月、節丸村庄屋の勢嶋仁右衛門が子供役に就任した。節丸村庄屋をそのまま兼帯して、慶応二年（一八六六）八月二十三日まで務め節丸手永大庄屋へ就任した。そのあと、帆柱村庄屋の永沼彦作が同年八月二十三日子供役に就任した。帆柱村庄屋をそのまま兼帯して、慶応四年（明治元年一八六八）三月十一日、子供役が廃止になるまで務めた。

犀川町域の庄屋

犀川町域の長井手永一六か村、節丸手永一一か村の庄屋は第35、46表のとおりである。庄屋にはその役職に対して、庄屋役料が給せられた（第47表参照）。

長井手永の鎧畑村は、四八石余（延享三年一七四六）の小村であるためか、庄屋を置かなかつたようである。隣村の喜多良村庄屋が兼帯するのが例となっていたようである。同じように節丸手永の扇谷村は、一九石余

第47表 庄屋役料

村	高	役料
四ツ高	1000石	70石
四ツ高	900石	60石
四ツ高	800石～700石	50石
四ツ高	600石～500石	40石
四ツ高	400石～300石	30石
四ツ高	200石以下	20石

を兼帯、同長井健右衛門は統命院村・大坂村・久富村庄屋を兼帯、同長井定兵衛は花熊村・木山村・本庄村・大坂村庄屋を兼帯、同平嶋賢次郎は久富村・統命院村庄屋を兼帯、同長井順右衛門は八ッ溝村庄屋を兼帯、同節丸古助は横瀬村・内垣村・上高屋村庄屋を兼帯、同永沼彦作は帆柱村・木井馬場村庄屋を兼帯している。

(三) 郡政の職制改革

在方役職の改革

在方支配には序列があつて、上下の階級がはっきりとした線で引かれていた。大庄屋を筆頭に平百末の小倉藩の動乱は、長州との戦争による小倉城の自焼、藩庁の香春（のち豊津）への移転、領内の困窮と続き、疲弊した領内を藩政改革で立て直しを目指した。在方においても役職の改革が進められた。第48表は

（延享三年）の小村で、一時期を除き他村の庄屋が兼帯している。

ほかにも兼帯庄屋が多く見られる。例えば、安政四年（一八五七）の統命院村は子供役平嶋賢次郎が兼帯、木山村は古川村庄屋白石時助が兼帯、鎧畑村は喜多良村庄屋治平が兼帯、扇谷村は帆柱村庄屋且蔵が兼帯、上高屋村は子供役節丸古助が兼帯庄屋である。

また、子供役が庄屋を兼帯することが多く見られる。子供役長井儀左衛門は古川村



〃 2年(1805)	〃 3年(1806)	〃 4年(1807)	〃 5年(1808)	〃 6年(1809)
伊藤勘解由	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃 (2.6まで) 長井堅吉 (2.6から)	長井堅吉
〃	〃	茂左衛門	市郎兵衛	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	壯右衛門(延右衛門 と改名)	〃	〃	〃
( 〃 )	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	(子供役見習)	〃
長井儀左衛門	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
市郎兵衛	〃	〃	〃	〃
市郎兵衛	〃	権治郎(春から)	〃	〃
〃	〃	〃(ハツ溝、大村兼帯)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
佐兵衛	〃	〃	(惣兵衛と改名)	〃
幸右衛門	覚七	〃	〃	〃
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	嘉左衛門(勝兵衛と 改名)	〃	〃
( 〃 )	( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
〃	〃	〃 ( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
節丸七左衛門 (進)	節丸七左衛門	〃 (1.26まで) 節丸弥八郎 (1.26から)	節丸弥八郎	〃
又左衛門(白川)	〃	〃	〃	庄藏
〃	〃	〃	〃	〃
		徳右衛門		

第4章 近 世

第35表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (1)

		享和元年 (1801)	〃 2年 (1802)	〃 3年 (1803)	文化元年 (1804)
郡 代		朝比奈清左衛門		横山源太兵衛	横山源太兵衛
仲津郡筋奉行		源谷縫右衛門	〃 山崎吉右衛門	山崎吉右衛門 (12.14まで) 井上与三左衛門 (12.14から)	井上与三左衛門
長 井 手 永	大庄屋	長井九郎左衛門	〃	〃 長井甚左衛門 (閏正月から)	長井甚左衛門
	大熊村	長井定兵衛(春から)	〃	壮助	〃
	花熊村	新右衛門	〃	〃	〃
	久富村	定兵衛	〃	〃	〃
	続命院村	治郎兵衛	〃	〃	〃(山鹿、ハツ溝兼帯)
	古川村	長井直七	〃	〃	〃
	本庄村	利平次	〃	〃	利平治 長井儀左衛門(長井手永子供役が兼帯)
	八ッ溝村	定兵衛	〃	弥治兵衛	〃
	山鹿村		弥治兵衛	友助	治郎兵衛(山鹿、久富兼帯) 友助(12.28まで) 治郎兵衛(久富、ハツ溝兼帯)
	木山村	儀平次	〃	〃	〃
	大坂村			安兵衛	〃
	柳瀬村	仙七	半兵衛 仙七	仙七	〃(嘉左衛門と改名)
	崎山村	覚七	〃	〃	〃 幸右衛門
	谷口村	半左衛門	〃	〃	〃
喜多良村	治兵衛(鑑畑兼帯)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	
鑑畑村	治兵衛(喜多良庄屋が兼帯)	(〃)	(〃)	(〃)	
節丸手永	大庄屋	節丸順平(進)	〃	〃	〃
	木井馬場村			長左衛門	
	犬丸瀬村				
	横内垣村				
	上伊良原村	忠兵衛			
	下伊良原村	喜右衛門(永沼)	〃	〃	〃
	帆柱村				
扇谷村					
上高屋村					
下高屋村					
末江村			徳右衛門	〃	

〃 11年 (1814)	〃 12年 (1815)	〃 13年 (1816)	〃 14年 (1817)	文政元年 (1818)
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	長井定兵衛 (花熊兼帯)	長井定兵衛 (春まで) 治吉	治吉
〃	〃	〃	〃	〃
〃	治郎兵衛	〃	里右衛門	〃
幸左衛門	〃	〃	〃 (春まで) 長井定兵衛 (春から)	長井定兵衛
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
長井健右衛門	〃	弥次兵衛	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	庄蔵	〃	〃
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃	〃	〃	〃
〃	新助	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
〃	吉郎右衛門	〃	〃	〃

第4章 近 世

第36表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (2)

		文化7年 (1810)	〃 8年 (1811)	〃 9年 (1812)	〃 10年 (1813)
郡 代			平林茂兵衛	〃	〃
仲津郡筋奉行		井上与三左衛門	〃	〃	〃
長 井 手 永	大庄屋	長井堅吉(8.貞右衛門と改名)	〃	〃	〃
	大村	市郎兵衛(山鹿兼帯)	〃	〃	藤兵衛(谷口兼帯)
	大熊村	新右衛門	〃	〃	〃
	花熊村	延右衛門	〃	〃	〃
	久富村	治郎兵衛	〃	〃	〃
	続命院村	長井直七	〃	〃(長井子供役となる)(4.健右衛門と改名)	〃
	古川村	長井儀左衛門(長井子供役兼帯)	〃	〃	〃
	本庄村	弥次兵衛	〃	〃	〃
	八ッ溝村	弥市	〃	九兵衛	〃
	山鹿村	市郎兵衛(大村兼帯)	九兵衛(八ッ溝方頭から) 弥市	〃(8.18権次郎と改名)	〃
	木山村	儀平次	円平(儀平治伴)	〃	〃
	大坂村	惣兵衛	〃	〃	〃(3.23まで) 健右衛門(3.23から兼帯)
	永	柳瀬村	清右衛門	庄兵衛	〃
崎山村		覚七	〃	〃	〃
谷口村		勝兵衛	〃	藤兵衛	〃(大村兼帯)
喜多良村		治兵衛(鑑畑兼帯)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
鑑畑村		治兵衛(喜多良庄屋が兼帯)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
節 丸 手 永	大庄屋	節丸弥八郎	〃	〃	〃
	木井馬場村		半兵衛		
	犬丸村		〃	〃	
	横瀬村	庄兵衛			
	内垣村				
	上伊良原村				
	下伊良原村	又左衛門(白川)	〃	〃	〃
	帆柱村	喜右衛門	〃	〃	〃(2.まで)仁助永沼(扇谷兼帯)(2.から)
扇谷村				仁助永沼(2.から帆柱庄屋が兼帯)	
上高屋村					
下高屋村					
末江村					

〃 6年 (1823)	〃 7年 (1824)	〃 8年 (1825)	〃 9年 (1826)	〃 10年 (1827)
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (3.17まで) 〃 (3.17から4.9まで) 大堀彦右衛門 (4.9から)	大堀彦右衛門	〃 (2.26まで) 佐藤恒兵衛 (2.26から)	佐藤恒兵衛	〃
〃	〃	〃	〃	〃
権次郎	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃 (12.24出奔) 長井健右衛門 (12.26から兼帯)	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (8.12まで) 宇平治 (8.12から) (9.1卯三郎と改名)	卯三郎	〃	〃	〃
専兵衛 (大坂庄屋が兼帯) (正月利兵衛と改名)	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃	〃	〃	〃
( 〃 ) 〃 (正月利兵衛と改名)	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (正月まで) (鑑畑兼帯) 治助 (正月から)	治助 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
〃 (正月まで) 治助 (正月から)	治助 (喜多良庄屋が 兼帯)	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃	〃	〃 (4.5まで) 進七左衛門 (4.5から)	進七左衛門
〃	〃	又兵衛	〃	〃
〃 ( 〃 )	宗左衛門 (白川) 〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
				加来重作 (12.24~)

第4章 近 世

第37表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (3)

		文政2年 (1819)	〃 3年 (1820)	〃 4年 (1821)	〃 5年 (1822)
郡	代	平林茂兵衛	〃 (6.16まで) 杉生十右衛門 (3.16まで)	杉生十右衛門	〃
仲津郡筋奉行		井上与三右衛門	〃	〃 佐藤恒兵衛	〃
	大庄屋	長井貞右衛門	〃 (9.4まで) 長井覚七 (9.4崎山庄屋から)	長井覚七	〃
長       井	大村	藤兵衛	〃 (花熊兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (閏正月まで) 権次郎 (閏正月山鹿庄屋から)
	大熊村	新右衛門	〃	〃	〃
	花熊村	太四郎	〃	〃	〃
	久富村	治吉	藤兵衛(大村兼帯)	〃 ( 〃 )	〃
	続命院村	長井健右衛門 (子供役が兼帯)	〃	〃	〃
	古川村	里右衛門	〃	〃	〃
	本庄村	長井定兵衛	〃	〃	〃
	八ツ溝村			九右衛門	〃
	山鹿村	権次郎	〃	〃	〃 (閏正月大村庄屋へ) 専兵衛 (閏正月から大坂庄屋が兼帯)
	木山村	円平	〃	〃	〃
大坂村	弥次兵衛	〃 (1.専兵衛と改名)	〃	〃 (山鹿兼帯)	
永	柳瀬村	庄兵衛	〃	〃	〃
	崎山村	覚七	〃 (9.4長井手永大庄屋へ) 磯七 (9.4)	磯七	〃
	谷口村	庄藏	〃	〃	〃
	喜多良村	治兵衛(燈畑兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
	燈畑村	治兵衛 (喜多良庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
	大庄屋	筋丸弥八郎 (12.覚右衛門と改名)	〃	〃	〃
節       丸       手       永	木井馬場村			長左衛門 (藤河)	〃
	犬丸瀬垣村				半藏
	横内瀬垣村				徳右衛門
	上下伊良原村				治右衛門
	上下伊良原村	又左衛門 (白川)	〃	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
	帆柱村	仁助 (扇谷兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
	扇谷村	仁助 (帆柱庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
	上下高屋村				
	上下高屋村				
	末江村				

〃 3年 (1832)	〃 4年 (1833)	〃 5年 (1834)	〃 6年 (1835)	〃 7年 (1836)
〃 (7.晦死亡) 〃 (8.10から)	山田平右衛門	〃 原源太左衛門 (10月 から助役)	〃 (閏7.9まで) 〃 (閏7.9から本役)	原源太左衛門
〃 (4.御広間番外へ) 小出段蔵 (4.から)	小出段蔵	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
庄蔵	〃	〃	〃 治左衛門 (谷口庄 屋が兼帯)	治左衛門 (〃)
〃	〃	〃 (8.作左衛門と改名)	〃	〃
長井定兵衛	〃 (長井子供役とな る)(子供役兼帯)	〃 (〃)	〃 (〃) (1.26から木山兼帯)	庄太郎 (2.24花 熊村から)
〃	長井健右衛門 (〃)	〃	〃	〃 (続命院兼帯)
長井健右衛門 (続 命院庄屋が兼帯)	〃	卯平次	〃	〃 (7.17まで) 長井健右衛門 (久 富庄屋が兼帯)
〃	〃	伝蔵	〃 (2.6ハツ溝兼帯)	〃
利兵衛	〃	〃	〃	〃
〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (1.26まで) 庄九郎 (柳瀬庄屋 から 2.6まで) 伝蔵 (2.6古川庄 屋が兼帯)	〃 (〃)
権次郎 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (1.26までハツ 溝兼帯)(1.26から 柳瀬兼帯)	〃 (〃)
〃	〃	〃	〃 (1.26まで) 長井定兵衛 (1.26 花熊庄屋が兼帯)	長井官之助 (2.24 長井手永子供役が 兼帯)
〃	藤兵衛	〃	〃	儀七 (崎山庄屋が 兼帯) 藤兵衛(再役)8.20
藤兵衛 (藤右衛門 子)	〃	〃	〃 (1.21まで) 庄九郎(庄兵衛子) (1.21から) 権次郎 (1.26山鹿 庄屋が兼帯)	権次郎
〃	〃	〃	〃	〃 (大坂兼帯) 平右衛門 (8.19崎 山村から)
〃	〃	〃	〃 (大村兼帯)	〃
〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)

第4章 近 世

第38表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (4)の1

		文政11年 (1828)	〃 12年 (1829)	天保元年 (1830)	〃 2年 (1831)
郡	代	杉生十右衛門 (7.17まで) 寛字兵衛 (7.17から)	寛字兵衛	〃	〃 (11月病氣) 山田平右衛門 (兼勤) (11月から)
仲津郡筋奉行		佐藤桓兵衛 大村藤兵衛 (上毛郡筋奉行から)	大村藤兵衛	〃	〃
長 井 手 永	大庄屋	長井覚七	〃	〃	〃
	大村	権次郎	〃 (2.1ハツ溝兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (山鹿庄屋へ) 庄蔵 (花熊庄屋から)
	大熊村	新右衛門	〃	〃	〃
	大花熊村		藤右衛門 (2.1谷口庄屋へ) 庄蔵 (2.1谷口、ハツ溝庄屋から)	庄蔵	〃 (大村庄屋へ) 長井定兵衛 (春から本庄庄屋から)
	久富村			卯三郎 (2.5九左衛門と改名)	〃
	続命院村	長井健右衛門 (兼帯)	〃	〃	〃
	古川村	里右衛門	〃	〃	〃
	本庄村	長井定兵衛	〃	〃	〃 (春まで、花熊庄屋へ) 利兵衛 (山鹿庄屋から)
	ハツ溝村	庄蔵 (谷口庄屋が兼帯)	庄蔵 (2.1花熊庄屋へ) 権次郎 (2.1大村庄屋が兼帯)	権次郎 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
	山鹿村	利兵衛 (大坂庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (3.15大坂庄屋から)	〃 (本庄庄屋へ) 権次郎 (ハツ溝兼帯) (大村庄屋から)
	木山村	円平	〃	〃	〃
	大坂村	利兵衛 (山鹿庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (3.15まで) 藤右衛門 (3.15谷口庄屋から)	藤右衛門
	柳瀬村	庄兵衛	〃	〃	〃
	崎山村	儀七	〃	〃	〃
谷口村	庄蔵 (ハツ溝兼帯)	〃 (2.1花熊庄屋へ) 藤右衛門 (2.1花熊庄屋から)	〃 (3.15まで) 治左衛門 (3.15企救郡新道寺村から)	治左衛門	
喜多良村	治助 (鎧畑兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	
鎧畑村	治助 (喜多良庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	



〃 3年 (1832)	〃 4年 (1833)	〃 5年 (1834)	〃 6年 (1835)	〃 7年 (1836)
〃 (7.晦死亡) 〃 (8.10から)	山田平右衛門	〃 原源太左衛門 (10月 から助役)	〃 (閏 7.9まで) 〃 (閏7.9から本役)	原源太左衛門
〃 (4.御広間番外へ) 小出段藏(4.から)	小出段藏	〃	〃	〃
	角田一作 (築城郡角 田手永大庄屋から)	節丸 (畑) 一作	〃	〃 (2.17角田手永へ) 友枝多左衛門 (2. 17友枝手永大庄屋 から)
		又兵衛 増兵衛 節丸長左衛門 (節丸 子供役が兼帯) 両兵衛	〃 〃 〃 〃 (2.扇谷・帆柱 庄屋兼帯)	〃 〃 両平 〃
〃	仁助 (2.帆柱から)	〃	〃	〃
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 ) 重藏 (扇谷兼帯)	節丸長左衛門 (節丸 子供役が兼帯) 重藏 ( 〃 )	〃 仁助 (2月上伊良 原・扇谷兼帯)	仁助 ( 〃 〃 )
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 ) 重藏 ( 〃 )	重藏 ( 〃 ) 仁右衛門 半藏 門治	〃	〃

第4章 近 世

第39表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (4)の2

		文政11年 (1828)	〃 12年 (1829)	天保元年 (1830)	〃 2年 (1831)
郡 代		杉生十右衛門 (7.17まで) 笥宇兵衛(7.17から)	笥宇兵衛	〃	〃 (11月病気) 山田平右衛門(兼勤) (11月から)
仲津郡筋奉行		佐藤桓兵衛 大村藤兵衛(上毛郡筋奉行から)	大村藤兵衛	〃	〃
節丸手永	大庄屋	元永七左衛門 (10.6まで) 節丸(進)源之助 (10.6から)	節丸源之助	節丸元左衛門	〃
	木井馬場村			治郎右衛門	吉郎衛門
	犬丸村				
	横瀬村		治部平		
	内垣村				
	上伊良原村	宗左衛門(白川)	〃	〃	〃
	下伊良原村				
	帆柱村	仁助(扇谷兼帯)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)
扇谷村	仁助(帆柱庄屋が兼帯)	〃(〃)	〃(〃)	〃(〃)	
上高屋村				新助 両兵衛	
下高屋村					
末江村					

〃 12年 (1841)	〃 13年 (1842)	〃 14年 (1843)	弘化元年 (1844)	〃 2年 (1845)
平林正兵衛	〃	〃	〃 (1.15槍奉行寄合へ) 横川道蔵 (1.15から)	横川道蔵
〃	〃 (12まで) 西正左衛門(12から)	西正左衛門	〃	〃
長井雄太郎	〃	〃	〃 (平嶋手永兼帯) (磯七と改名)	〃
	庄蔵	〃	〃	庄蔵 良平 (ハツ溝庄屋 が兼帯)
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
賢六	円平	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	伝蔵	森平	〃	〃
〃	〃	利兵衛 (再役)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃 (時助と改名、大村兼帯)
	弥兵衛	〃	〃	〃
	直七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森只助
〃	〃	〃	〃	〃
( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃	〃	〃 (国作手永兼帯)	〃 節丸礼蔵
	節丸一郎右衛門 (節丸子供役が兼帯)	和三治		
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
		弁吉	新助 両兵衛	

第4章 近 世

第40表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (5)

		天保8年 (1837)	〃 9年 (1838)	〃 10年 (1839)	〃 11年 (1840)
郡 代		原源太左衛門	〃 平林正兵衛 (3.15から助役)	〃 〃	〃 (6.29大奉行と なる) 〃
仲津郡筋奉行		小出段蔵	〃	〃 (5.17まで) 細野健助 (5.17から)	〃
長 井 手 永	大庄屋	長井寛七	〃	〃	〃 長井雄太郎
	大村	治左衛門	〃 山田権治郎 (山鹿 庄屋が兼帯)	権治郎	円平
	大熊村	作左衛門	〃	新九郎	利助
	大花熊村	庄太郎 (長井手永 子供役が兼帯)	〃	〃	〃
	久富村		〃	〃	庄蔵
	続命院村	長井健右衛門	〃	〃	〃 賢六 (健右衛門 子)
	古川村	伝蔵	〃	〃	良平
	本庄村	利兵衛	〃 (谷口庄屋兼帯)	〃	〃
	八ツ溝村	伝蔵	〃	〃	良平
	山鹿村	権治郎 (柳瀬兼帯)	〃	〃	〃
	木山村	長井雄平 (長井手 永子供役が兼帯)	〃	〃	〃
	大坂村	藤兵衛	〃	〃	〃
	柳瀬村	権次郎	〃	平右衛門	〃
永崎山村	平右衛門	〃 (5.まで) 森磯七 (5.から)	磯七	〃	
谷口村		利兵衛 (本庄庄屋 が兼帯)		市郎兵衛	
喜多良村	治助 (長末) (鏡畑 兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	
鏡畑村	治助 (喜多良庄屋 が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	
節 丸 手 永	大庄屋	節丸多左衛門 (上 毛郡友枝手永大庄屋) 節丸長左衛門 (藤河)	節丸長左衛門	〃	〃
	木井馬場村	又兵衛	〃	〃	
	犬丸村	増兵衛	〃	〃	
	横瀬村		弁右衛門	〃	〃
	内垣村		両兵衛	〃	〃
	上伊良原村	永沼仁助 (帆柱庄 屋が兼帯)	〃 ( 〃 )		
	下伊良原村	宗左衛門 (白川)	〃	〃	又三郎 (又左衛門) (白川)
	帆柱村	永沼仁助 (上伊良 原・扇谷兼帯)	〃 (扇谷兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
扇谷村	永沼仁助 (帆柱庄 屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	
上高屋村	仁右衛門	〃		円次	
下高屋村		円治			
末江村		藤内			

〃 3年(1850)	〃 4年(1851)	〃 5年(1852)	〃 6年(1853)	安政元年(1854)
〃	〃	〃	〃	〃(4.7外様番頭へ) 河野四郎(4.7から)
〃(6.26企救郡筋奉行へ) 吉田九兵衛(6.26から)	吉田九兵衛(2.23まで) 後藤半左衛門(2.23から)	後藤半左衛門(5.14まで) 三宅円司(5.14から)	三宅円司	〃
〃	〃	〃	〃	〃
市郎兵衛	〃(2.7柳瀬庄屋へ) 藤兵衛(2.7大坂庄屋から)	藤兵衛	〃	〃
長井又蔵	藤太郎(12.大熊村から)	藤太郎	〃	〃
〃	〃(3.まで) 岡平(利兵衛の子)(3.から)	岡平	〃	〃
賢六	〃(3.統命院庄屋へ) 健次郎(3.統命院庄屋から)	健次郎(10.15平嶋子供役兼帯)	〃(2.まで) 長井貞兵衛(2.大坂庄屋兼帯から)	長井貞兵衛(兼帯)
〃	〃(3.久富庄屋へ) 賢六(3.久富庄屋から)	賢六	〃	〃(真右衛門と改名)
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃(2.大坂庄屋へ) 弥兵衛(2.山鹿庄屋から)	弥兵衛	〃	〃
栄六	〃(2.7山鹿庄屋へ) 宗平(2.7ハツ溝方頭から)	宗平	〃	〃
〃	〃(2.7本庄庄屋へ) 栄六(2.7ハツ溝庄屋から)	栄六	〃	〃
卯左衛門	〃	〃	〃	〃
〃	〃(2.7大村庄屋へ) 長井貞兵衛(長井子供役が兼帯)	長井貞兵衛	〃(2.まで久富庄屋兼帯へ) 彦九郎(2.大坂方頭から)	彦九郎
〃	〃(2.7まで1.24崎山兼帯) 市郎兵衛(2.7大村庄屋から)	市郎兵衛	〃	〃
〃	〃(1.24まで) 紋次郎(1.24~2.7まで柳瀬庄屋が兼帯) (2.7柳瀬庄屋から)	紋次郎	〃	〃(1.21平右衛門と改名)
里右衛門	〃	〃	〃	〃
〃	〃(3.まで)	治平	〃	〃
( 〃 )	治平 (治助の子)(3.から)	( 燈燭兼帯 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃(3.まで)	治平 ( 〃 )	〃	〃
( 〃 )	治平(3.から)		( 〃 )	( 〃 )

第4章 近 世

第41表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (6)の1

		弘化3年 (1846)	〃 4年 (1847)	嘉永元年 (1848)	〃 2年 (1849)
郡 代		横川道蔵	〃 (11月まで) 二木弥右衛門 <small>(山前)</small>	二木弥右衛門	〃
仲津郡筋奉行		西正左衛門	〃	〃	〃 (8.23築城郡筋奉行兼帯)
長 井 手 永	大庄屋	長井磯七	〃	〃	〃
	大村	賢平	〃	〃	〃 (1.21まで) 利兵衛(花熊庄屋が兼帯) 市郎兵衛(2月谷口庄屋から)
	大熊村	利助	〃 (2.4死) 利右衛門	里右衛門	里右衛門 <small>(2谷口庄屋へ)</small> 長井良平 <small>(2.八ッ溝庄屋から3.26又蔵と改名)</small>
	花熊村	長井庄太郎(改名) 伸右衛門長井手永 子供役が兼帯)	〃	〃(貞兵衛と改名) (本庄庄屋へ)利兵衛 (本庄庄屋から)	山田利兵衛(1.21 大村兼帯)
	久富村	円平	〃(2.退) 茂平次(円平の子 助左衛門と改名)	〃	卯左衛門(2.まで) 賢六(2.木山庄屋 から)
	続命院村	賢六	〃 村上健次郎	〃	〃
	古川村	森平(里右衛門と 改名)	時助(白石)	〃	〃
	本庄村	利兵衛	〃	〃(花熊庄屋へ) 長井貞兵衛(花能 庄屋から)	長井貞兵衛
	八ッ溝村	一郎兵衛	両平	〃	長井良平(2.大熊 庄屋へ) 八三郎(2.木山村 から)(5.21榮六 と改名)
	山鹿村	弥兵衛	〃	〃	〃
	木山村	直七	賢六	賢六	〃(2.まで) 卯左衛門(2.久富 庄屋から)
	大坂村	藤兵衛	〃	〃	〃
	柳瀬村	平右衛門(2.13退) 紋次郎(平右衛門 子2.13就)	紋次郎	〃	〃
	永崎山村	森只助	〃	〃	〃
	谷口村	市郎兵衛	〃	〃	市郎兵衛(2.大村 庄屋へ) 里右衛門(2.大熊 庄屋から)
	喜多良村	治助(長末) (鑑畑兼帯)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
	鑑畑村	治助(喜多良庄屋 が兼帯)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)

〃 3年(1850)	〃 4年(1851)	〃 5年(1852)	〃 6年(1853)	安政元年(1854)
〃	〃	〃	〃	〃(4.7外様番頭へ) 河野四郎(4.7から)
〃(6.26企救郡筋奉行へ) 吉田九兵衛(6.26から)	吉田九兵衛(2.23まで) 後藤半左衛門(2.23から)	後藤半左衛門(5.14まで) 三宅円司(5.14から)	三宅円司	〃
〃(3.4まで) 永沼仁助(3.4から)	節丸(永沼)仁助(1.24まで) 平嶋良平(秋光)(1.24から)	平嶋良平(4.13平嶋大庄屋へ) 永沼仁助(4.13から)	節丸仁助(永沼)	〃(7.16死)長井磯七兼帯(7.) 節丸仁左衛門(白川)(7.)
工藤雄蔵(2.2まで) 永沼仁助(2.2上伊良原庄屋から) (3.4節丸手永大庄屋へ)甚六(3.下伊良原庄屋が兼帯)	勢嶋仁右衛門(2.28から末江兼帯)  庄太郎(2.28下高屋庄屋へ) 良兵衛	勢嶋仁右衛門(2.28節丸庄屋へ) 定次郎(2.28末江庄屋から)  良兵衛(壬2.まで)	定次郎(2.23犬丸庄屋へ) 只五郎(2.23犬丸庄屋から)  只五郎(2.23木井馬場庄屋へ) 定次郎(2.23木井馬場庄屋から)	只五郎  定次郎(光富庄屋へ) 弥八郎(節丸村から)  清田弁吉(1.19上高屋庄屋が兼帯)
市左衛門(宮原)	〃	〃	〃	〃
甚六(2.2下伊良原庄屋へ) 進半蔵(2.2下高屋庄屋から)	進半蔵(2.28まで) 雄右衛門(2.28末江庄屋から)	雄右衛門(2.28下高屋庄屋へ) 弥兵衛(2.28吉岡庄屋から)	弥兵衛(2.23まで) 和三次(2.23下伊良原庄屋から)	和三次(2.4まで) 節丸古助(2.4子供役が兼帯)
〃(2.2木井馬場庄屋へ) 惣平(2.2下伊良原庄屋から)	弥兵衛(2.28吉岡庄屋へ) 節丸長右衛門(2.28子供役が兼帯)	節丸長右衛門(2.28末江庄屋兼帯へ) 和三治(2.28節丸庄屋から)	和三治(2.23内垣庄屋へ) 治左衛門(2.23下伊良原庄屋から)	治左衛門
惣平(2.2上伊良原庄屋へ) 甚六(2.2内垣庄屋から)	治左衛門(2.28下高屋庄屋から)	〃	〃(2.23上伊良原庄屋へ) 又三郎(2.23下伊良原村から)	又三郎(白川)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	〃(〃) (2.27格式子供役)
(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)
〃	〃	〃	〃	孫右衛門(2.4末江庄屋へ) 清田弁吉
進半蔵(2.2内垣庄屋へ) 治作(2.2下伊良原村から)	治左衛門(2.28下伊良原庄屋へ) 庄太郎(2.28犬丸庄屋から)	庄太郎(2.28吉岡庄屋へ) 雄右衛門(2.28内垣庄屋から)	雄右衛門	〃(2.4まで) 久兵衛(2.4上伊良原方頭から)
雄右衛門	〃(2.28内垣庄屋へ) 勢嶋仁右衛門(兼帯)(2.28から)(木井馬場末江兼帯)	節丸長右衛門(節丸子供役が兼帯)	節丸古助(長右衛門が改名)	孫右衛門(2.4上高屋村から)

第4章 近 世

第42表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (6)の2

		弘化3年 (1846)	〃 4年 (1847)	嘉永元年 (1848)	〃 2年 (1849)
郡 代		横川道藏	〃 (11月まで) 二木弥右衛門 <small>山形から</small>	二木弥右衛門	〃
仲津郡筋奉行		西正左衛門	〃	〃	〃 (8.23築城郡筋奉行兼帯)
節丸手永	大庄屋	節丸礼藏(進)	〃 節丸九郎左衛門	節丸九郎左衛門 (9.13まで) 節丸六左衛門(9.13大庄屋取計)	節丸六左衛門 (勢嶋)
	木井馬場村		弁右衛門 六兵衛	六兵衛	〃 (2.23節丸庄屋へ) 工藤雄藏(2.23光富庄屋から)
	犬丸村		両兵衛 (内垣兼帯) 弁吉	治作	増兵衛(2.23下伊良原庄屋から)
	横瀬村		又三郎	〃	又三郎(2.23吉岡庄屋へ) 市左衛門(2.23下高屋庄屋から)
	内垣村	両兵衛	両兵衛 (犬丸兼帯) 節丸彦右衛門		
	上伊良原村	永沼仁助(帆柱庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	仁助(9.節丸子供役取計)(帆柱庄屋から)	永沼仁助 ( 〃 )
	下伊良原村	又三郎(白川)	〃	白川曾七郎(退) 増兵衛(吉岡庄屋から)	増兵衛(2.23犬丸庄屋へ) 惣平(2.23末江庄屋から)
	帆柱村	永沼仁助(扇谷、上伊良原兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (2.3まで) (9.子供役取計) 村平(永沼) (2.3から)(扇谷兼帯)	〃 ( 〃 )
	扇谷村	永沼仁助(帆柱庄屋が兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (〃)(2.まで) 村平(〃)(2.から)	〃 ( 〃 )
	上高屋村		勢島仁右衛門	〃 (退) 弁吉(犬丸庄屋から)	弁吉
下高屋村			次郎右衛門 嘉平 (光富村から)	市左衛門(2.23横瀬庄屋へ) 進半藏(2.23上原庄屋から)	
末江村			〃 (退) 惣平(木井馬場村から)	惣平(2.23下伊良原庄屋へ) 雄右衛門(2.23下伊良原村から)	



〃 6年(1859)	万延元年 (1860)	文久元年 (1861)	〃 2年 (1862)	〃 3年 (1863)
〃	〃	〃	〃	〃 杉生募(6.17取計)
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (4.24節丸手永兼帯)(8.〃免)	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	新九郎	藤蔵(岩崎)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃 (9.元平と改名)	〃	〃
〃	〃 (閏3.木山庄屋へ)吉右衛門(閏3.木山庄屋から)	吉右衛門(林)	〃	〃
〃 (2.本庄庄屋へ)里右衛門(2.谷口庄屋から)	里右衛門(霧我)	〃	〃	〃
白石時助(7.ハツ溝兼帯)	〃 (1.までハツ溝兼帯)	〃	〃	〃
〃 (2.谷口庄屋へ)市平(2.柳瀬庄屋から)(7.死亡)白石時助(7.20本庄庄屋が兼帯)	白石時助(1.まで兼帯)惣太郎(1.柳瀬村から)	惣太郎	〃 (閏 8.2谷口庄屋へ)宗平(閏 8.2谷口庄屋から)	〃
〃 (利兵衛と改名)(2.柳瀬兼帯)	〃 (1.まで柳瀬兼帯)	〃	〃	〃
〃	〃 (閏3.統命院庄屋へ)平嶋賢次郎(閏3.統命院庄屋から)	平嶋賢次郎	〃 (閏 8.2まで)弥八郎(閏 8.2から)	弥八郎(家成)
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (2.ハツ溝庄屋へ)岡平(利兵衛と改名)(2.山鹿庄屋が兼帯)	利兵衛 (1.まで兼帯)弥兵衛(1.山鹿村から再役)	弥兵衛(6.死亡)森虎太郎(6.山鹿村格式子供役から)	森虎太郎	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (2.古川庄屋へ)宗平(2.ハツ溝庄屋から)	宗平	〃	〃 (閏8.2ハツ溝庄屋へ)惣太郎(閏 8.2ハツ溝庄屋から)	惣太郎
〃	〃	〃	〃	〃
( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )
〃	〃	〃	〃	〃
( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )	( 〃 )

第4章 近 世

第43表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (7)の1

		安政2年 (1855)	〃 3年 (1856)	〃 4年 (1857)	〃 5年 (1858)
郡 代		河野四郎	〃	〃	〃
仲津郡筋奉行		三宅円司(京都郡筋奉行兼帯)	〃 (6.21思永館頭取へ) 和田藤左衛門 (6.23兼帯7.17から)	和田藤左衛門	〃
長	大庄屋	長井磯七 (7.国作大庄屋へ) 長井又蔵 (7.から磯七の子)	長井又蔵	〃	〃
	大村	藤兵衛 (1.28まで) 吉右衛門 (1.28統命院方頭から)	吉右衛門	〃 (2.木山庄屋へ) 卯左衛門 (2.婦役木山村から)	卯左衛門 (1.兵内と改名)
	大熊村	藤太郎	〃	〃	〃
	花熊村	岡平	〃 (1.山鹿庄屋へ) 栄六 (1.山鹿庄屋から)	栄六 (9.19まで) 清三郎 (村上) (9.19花熊村から)	清三郎 (1.本役になる)
	久富村	長井貞兵衛 (長井子供役が兼帯)	〃 (1.まで) 丹蔵 (貞兵衛の子)(1.から)	丹蔵	〃 (1.定三郎と改名)
	統命院村	吉右衛門	〃 (1.まで) 平嶋賢次郎 (1.平嶋子供役が兼帯)	平嶋賢次郎	〃
	古川村	白石時助	〃 (9.木山兼帯)	〃 (2.まで木山兼帯)	〃 (本庄兼帯)
	本庄村	弥兵衛	〃	〃	〃 (12.まで) 白石時助 (12.古川庄屋が兼帯)
	ハツ溝村	宗平	〃	〃	〃
	手	山鹿村	栄六	〃 (1.花熊庄屋へ) 岡平 (1.花熊庄屋から)	岡平 (山田)
木山村		卯左衛門	〃 (8.まで) 白石時助 (9.古川庄屋が兼帯)	〃 (2.まで兼帯) 吉右衛門 (2.大村庄屋から)	吉右衛門
永	大坂村	彦九郎	〃	〃	〃
	柳瀬村	市郎兵衛	〃	〃 (2.まで) 市平 (2.喜多良庄屋見習から)	市平
	崎山村	平右衛門 (林)	〃	〃	〃
	谷口村	里右衛門	〃	〃	〃
	喜多良村	治平 (燈畑兼帯)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)
燈畑村	治平 (喜多良庄屋が兼帯)	〃 (〃)	〃 (〃)	〃 (〃)	

〃 6年 (1859)	万延元年 (1860)	文久元年 (1861)	〃 2年 (1862)	〃 3年 (1863)
〃	〃	〃	〃	〃 杉生募(6.17取計)
〃	〃	〃	〃	〃
〃 (5.24死亡) 長井又蔵 (5.24~ 8月まで長井手永 大庄屋が兼帯) 節丸古助 (8.節丸 子供役から)	節丸古助 (藤河)	〃	〃	〃
〃	〃 (2.節丸庄屋へ) 和三次 (2.木井馬場 村から再役)			
〃	〃	〃	〃 (2.24まで) 助三郎 (2.24木井 馬場村から)	
旦蔵	〃 (2.まで) 順平 (2.上原庄屋か ら)			
〃	〃 (2.下高屋庄屋 へ) 上田半兵衛 (2.上高 屋庄屋から)	上田半兵衛	〃 (閏8.8まで) 伴平 (閏8.8内垣 村から)	伴平
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
儀兵衛 (扇谷兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 (閏8.8まで) 永沼彦作(閏8.8か ら)	永沼彦作
儀兵衛 (帆柱兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 (閏8.8まで) 兵右衛門 (閏8.8 扇谷方頭から)	兵右衛門
	上田半兵衛 (2.内垣 庄屋へ) 節丸仁右衛門 (節丸 兼帯)(2.から) 貞右衛門 (2.吉岡庄 屋へ) 助右衛門 (2.内垣庄 屋から)	節丸仁右衛門 (節丸 兼帯) 助右衛門 (1.まで) 庄兵衛 (1.木井馬場 方頭から)	〃 (閏8.8まで) 作兵衛 (閏8.8上 高屋方頭から) 庄兵衛	〃
彦左衛門	〃	〃	〃	〃

第4章 近 世

第44表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (7)の2

		安政2年 (1855)	〃 3年 (1856)	〃 4年 (1857)	〃 5年 (1858)
郡 代		河野四郎	〃	〃	〃
仲津郡筋奉行		三宅円司(京都郡筋奉行兼帯)	〃 (6.21思永館頭取へ) 和田藤左衛門 (6.23兼帯7.17から)	和田藤左衛門	〃
節丸手永	大庄屋	節丸仁左衛門	〃	〃 (1.まで) 国作武右衛門 (1.国作子供役から)	節丸武右衛門 (筒井)
	木井馬場村	只五郎	〃	〃 (2.まで) 清田弁吉 (2.上高屋庄屋から)	清田弁吉
	犬丸村	弥八郎	〃	〃 (2.まで) 仁六 (2.光富村から)	仁六
	横瀬村	節丸古助 (1.19節丸子供役が兼帯)		治左衛門 (2.上伊良原庄屋から)	治左衛門 (4.まで) 且蔵 (4.扇谷庄屋から)
	内垣村	節丸古助 (1.19横瀬兼帯へ) 助右衛門 (1.19節丸村から)	助右衛門	〃	〃
	上伊良原村	治左衛門 (7.扇谷・帆柱兼帯)	〃 ( 〃 〃 )	〃 (2.横瀬庄屋へ) 久兵衛 (2.下高屋庄屋から)	久兵衛
	下伊良原村	又三郎 (白川)	〃	〃	〃 (2.又左衛門と改名)
	帆柱村	永沼村平 (扇谷兼帯) (7.まで) 治左衛門 (7.上伊良原庄屋が兼帯)	治左衛門	〃 ( 〃 〃 ) (2.横瀬庄屋へ) 且蔵 (扇谷兼帯) (2.上伊良原村から)	且蔵 (4.横瀬庄屋へ) 儀兵衛 (扇谷兼帯) (4.上伊良原方頭から)
	扇谷村	永沼村平 (7.まで) 治左衛門 (7.上伊良原庄屋が兼帯)	治左衛門	〃 (2.横瀬庄屋へ) 且蔵 (2.治左衛門の子) (帆柱兼帯)	且蔵 (4.横瀬庄屋へ) 儀兵衛 (4.上伊良原方頭から)
	上高屋村	清田弁吉 (1.19横瀬兼帯)	〃 ( 〃 )	〃 (2.木井馬場庄屋へ) 節丸古助 (上高屋兼帯) (2.から)	
	下高屋村	久兵衛	〃	〃 (2.上伊良原庄屋へ) 上田半兵衛 (2.節丸村から)	上田半兵衛
	末江村	孫右衛門 (1.19まで) 哲之助 (1.19木井馬場村から)		吉太郎 (2.節丸村から)	吉太郎 (2.上原庄屋へ) 彦左衛門 (2.吉岡庄屋から)

明治元年 (1868)	〃 2年 (1869)	〃 3年 (1870)	〃 4年 (1871)	〃 5年 (1872)
喜多村脩蔵 (3.18 中老思永館頭取兼帯) (郡政局主事と改称) 牧野弥次兵衛 (3.18から)		福与平造  (大属と改称)		福与慶茂
〃 (郡宰と改称)	〃	〃 (12まで) 酒井鉄五郎(12から)		
〃	〃	〃	〃	〃 (8.森勝敬と改名) (9.永井勝敬と改姓)
〃 (8.4山鹿庄屋へ) 中原順右衛門(8.4ハツ溝庄屋から)	中原順右衛門	〃 (1.順蔵と改名)	〃	〃 稲田惣太郎 (6.13まで)柳瀬庄屋が兼帯中原順蔵 (6.18から)柳瀬兼帯
〃	〃	〃	〃	〃 山田小吉郎(廉蔵)
〃 柏木古三郎(12.14花熊村から)	柏木古三郎	〃 (1.谷口庄屋へ) 矢成円平 (1.谷口庄屋から)	矢成円平	〃
〃	〃	〃 (1.只五郎と改名)	〃	〃
〃	〃	〃 (1.三四郎と改名)	〃	〃
〃 (8.4ハツ溝兼帯)	〃	〃 (1.嘉蔵と改名)	〃	〃
〃	〃	〃 (1.甚蔵と改名)	〃	〃
〃 (8.4大村庄屋へ) 鶴我利右衛門(8.4古川庄屋が兼帯)	鶴我利右衛門 (12.まで兼帯) 古八郎 (玉置) (12.から)	下置古八郎	〃	岩崎藤蔵 (谷口兼帯)
〃 (8.4まで) 山田利兵衛(8.4大村庄屋から)	山田利兵衛	〃 (2.郷治と改名) (11.耕作と改名)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
三好武市	〃	〃	〃	〃 稲田惣太郎 (6.18柳瀬庄屋から)
〃	〃	〃	〃	〃 (6.13まで大村兼帯) 中原順蔵 (6.18大村庄屋が兼帯)
〃	〃	〃 (平七と改名)	〃	〃 (2.7まで) 森栄司(2.7崎山村から)
家成円平	〃	〃 (1.花熊庄屋へ) 柏木古三郎 (1.花熊庄屋から)	山田小吉郎	岩崎藤蔵 (ハツ溝兼帯)
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 ) (1.治郎吉と改名)	三枝治郎吉 ( 〃 )	〃 ( 〃 )
〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	〃 ( 〃 )	三枝治郎吉 ( 〃 )	〃 ( 〃 )

第4章 近 世

第45表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (8)の1

		元治元年 (1864)	慶応元年 (1865)	〃 2年 (1866)	〃 3年 (1867)
郡	代	杉生募	〃	〃	〃 (5.20寄合へ) 喜多村脩藏 (5.20から)
仲津郡筋奉行		和田藤左衛門	〃	〃	和田卓藏
長 井 手	大庄屋	長井又藏	〃	〃	〃
	大村	家成円平	〃	〃	〃 (11.谷口庄屋へ) 山田利兵衛 (11.大坂庄屋から)
	大熊村	岩崎藤藏	〃	〃	〃
	花熊村	清三郎 (村上)	〃	〃 (2.13まで) 忠兵衛 (清三郎の子) (2.13から)	村上忠兵衛
	久富村	林田宗平	〃	〃	〃
	続命院村	吉右衛門 (林)	〃	〃	〃
	占川村	鶴我里右衛門	〃	〃	〃
	本庄村	白石時助	〃	〃	〃
	八ツ溝村		小吉郎	〃	〃 長井順右衛門 (長井手永子供役が兼帯)
	山鹿村	利兵衛 (山田)	〃 (2.大坂庄屋へ) 長末治平 (2.喜多良庄屋が兼帯)	長末治平 (2.13喜多良庄屋から)	小吉郎
	木山村	弥八郎 (家成)	〃	〃	〃 (10.3谷口兼帯)
	大坂村	彦九郎	〃 (2.まで) 山田利兵衛 (2.山鹿庄屋から)	山田利兵衛	〃 (11.大村庄屋へ) (大坂取計)
柳瀬村	森虎太郎 (9.6谷口庄屋へ) 稲田惣太郎 (9.6谷口庄屋から)	稲田惣太郎	〃	〃	
崎山村	林平右衛門	〃	〃	〃	
永谷口村	惣太郎 (9.6柳瀬庄屋へ) 森虎太郎 (9.6柳瀬庄屋から)	森虎太郎	〃	〃 (10.3まで) 家成弥八郎 (10.3木山庄屋が兼帯) 家成円平 (11.大村庄屋から)	
喜多良村	長末治平 (鑑畑兼帯)	〃 (鑑畑・山鹿兼帯)	〃 (2.13山鹿庄屋へ) 富太郎 (治平の子) (2.13から鑑畑兼帯)	長末富太郎 (鑑畑兼帯)	
鑑畑村	長末治平 (喜多良庄屋が兼帯)	〃 (〃)	〃 (2.13山鹿庄屋へ) 富太郎 (2.13喜多良庄屋が兼帯)	長末富太郎 (〃)	

明治元年 (1868)	〃 2年 (1869)	〃 3年 (1870)	〃 4年 (1871)	〃 5年 (1872)
喜多村脩蔵 (3.18 中老思永館頭取兼帯) (郡政局主事と改称) 牧野弥次兵衛 (3. 18から)		福与平造  (大属と改称)		福与慶茂
〃 (郡宰と改称)	〃	〃 (12まで) 酒井鉄五郎(12から)		
〃 永沼彦作 (取計) 藤河輪三治 (3.3 から取計)	勢嶋仁右衛門	〃 (二作と改名)	〃	〃
輪三治(6.5まで) 又六 (6.5下組庄 屋) 永沼彦作 (6.5上 組庄屋)(帆柱から 兼帯)	上組彦作 (2.29まで) 庄兵衛 (2.29から城 井馬場村から) 下組又六 (2.29内垣 庄屋へ) 五郎兵衛	上組庄三郎 下組長治  五蔵 (進)	上組原田庄三郎 下組藤河長治  〃	白川旦蔵  藤河長次
吉田又三郎 (3.15 末江庄屋へ)	又六 (2.29木井馬場 下組庄屋から)	霧田作七 藤河和三治  進三郎治	〃 〃 〃	吉田又三郎 〃 〃
白川又左衛門  ( 〃 )  ( 〃 )	( 〃 )  ( 〃 )	白川昇六  ( 〃 )  ( 〃 ) 清田弁吉	〃  ( 〃 )  ( 〃 ) 〃 (1~6まで下高 屋兼帯)	〃  ( 〃 )  ( 〃 ) 〃
旦蔵	〃	〃 (7.10節丸庄屋 へ) 輪田伴平 (7.10節丸 庄屋から)	和田撰蔵(1.まで) 清田弁吉 (1.上高 屋庄屋が兼帯) 勢嶋昇平 (6.光富 庄屋から)	勢嶋昇平 (末江兼帯)
吉田又三郎 (3.15 横瀬庄屋から)	〃	〃	〃	勢嶋昇平 (下高屋兼帯)

第4章 近 世

第46表 郡代・仲津郡筋奉行・犀川町域の大庄屋・庄屋 (8)の2

		元治元年 (1864)	慶応元年 (1865)	〃 2年 (1866)	〃 3年 (1867)
郡 代		杉生募	〃	〃	〃 (5.20寄合へ) 喜多村脩蔵 (5.20から)
仲 津 郡 筋 奉 行		和田藤左衛門	〃	〃	和田卓蔵
節 丸 手 永	大 庄 屋	節丸古助	〃	〃 (8.23まで) 節丸仁右衛門 (8.23から)	節丸仁右衛門 (勢島)
	木 井 馬 場 村	又六 (2.まで) 和三治 (2.木井馬 場村から)	和三治 (輪三治と 改名)	輪三治	節丸彦作 ( 12.21 帆柱庄屋が取計)
	犬 丸 村	且蔵 (2.下高屋庄 屋へ) 加来徳左衛門 (2. 吉岡庄屋から)	加来徳左衛門 原田庄兵衛 (末江 庄屋から)		
	横 瀬 村				
	内 垣 村	伴平 (輪田)	輪田伴平 (上高屋 庄屋へ) 霧田作兵衛 (上高 屋庄屋から)		
	上 伊 良 原 村		進三郎右衛門 (節 丸庄屋へ) 進唯五郎 (節丸庄 屋から)		
	下 伊 良 原 村				
	帆 柱 村	永沼彦作	〃	( 7.6扇谷兼帯) 〃 (8.23節丸子供 役)	( 〃 ) ( 〃 )
	扇 谷 村	兵右衛門 (兵蔵)	〃 (内垣庄屋へ)	彦作 (帆柱庄屋が 兼帯)	( 〃 ) ( 〃 )
	上 高 屋 村	霧田作兵衛	輪田伴平 (内垣庄 屋から)		進唯五郎
下 高 屋 村	庄兵衛 (2.末江庄 屋へ) 且蔵 (2.犬丸庄屋 から)	且蔵	〃	〃 輪田伴平 (12.21上 高屋庄屋取計)	
末 江 村	彦左衛門 (2.まで) 庄兵衛 (2.下高屋 庄屋から)	加来森太郎 (光富 村から)		五郎兵衛 ( 12.下 高屋村から)	



第48表 郡中席順

慶応2年3月 (1866)	明治3年1月 (1870)
大庄屋 格式大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋	大庄屋 格式大庄屋 大庄屋
大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋	吟味 役 撫育 定 庄 勘苗 郡 医 御目 見 郡 医
大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋	庄口 格 山ノ 免 庄屋 御 上 下 松 門 苗 字 脇 差 郡 御
大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋	頭 姓 人 人 姓 仏 百姓 人 人 姓 仏 組 百 姓 人 高 百 姓 人 無 職 商 漁 子 平 無 職 商 漁 名 念
大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋 大庄屋	無 等

(「長井手永大庄屋日記」より)

慶応二年(一八六六)と明治三年(一八七〇)の郡中席順と称する序列である。慶応二年に見られた役職が明治三年には廃止されている役職が多くあることがわかる。

大庄屋・子供役・庄屋の選挙制

慶応三年十月、大庄屋・子供役・庄屋が選挙制となつた。百姓に一番身近な三役を自分たちで選ぶ民主的な制度であつた。

選挙の執行は、村々へ選挙日の前日に当日外出の無いように触れ置いて、郡目付一人、郡手代一人が入札箱を持って一日で村々を回村して入札させた。選挙は立候補制ではなく、住民が適任者と思う者を自由に選ぶ選挙であつた。

大庄屋・子供役の子供は、「以前相勤め候者にても、または農兵・譜代・儒医の内にも、その器に当たり候者は誰にても苦しからず」

(「長井手永大庄屋日記」)と、自分が適任者と思う者を自由に選挙することができた。

被選挙人は一人に限定せず、大庄屋・子供役に適任と思う者を二人でも三人でも選挙できた。手永内に適任者と思う者がいなければ、他手永の

者でも差し支えないとされた。

選挙権は、大庄屋・子供役・庄屋・農兵・方頭・それに徳人には一枚ずつ、平百姓は五人組で一枚の投票であつた。ただし、選挙人の村と名前を記入させた。

庄屋の選挙は、大庄屋・子供役の選挙要項に準じるもので、村内に適任者と思う者がいなければ、他村の者でも差し支えないとされた。

庄屋の選挙権は、その手永の大庄屋・子供役・手代の手永三役には選挙権が与えられた。村民は五人組で話し合いの上での投票でも、人別に投票してもよいとされた(「長井手永大庄屋日記」)。

この選挙制度で選ばれたのかどうか確認できないが、同年の十一月には庄屋の入れ替えが行われている。しかし、以前の人物とだいたい同じ顔ぶれである。複雑な村役人の職務は、経験者でなければ務まらなかつたのである。

小倉藩では、翌四年三月に郡政の職制改革が行われた。これに伴つてこの選挙制度もわずか五か月間で廃止された。

第49表 廃止された役職  
(慶応4年3月)

郡代	奉行	代官
山見	奉定	役方
検土	蔵事	役方
郡作	樋	方番
炭		番
養	嶋	茶屋
大橋	御茶	引受
郡土	蔵集	育方
郡方	無	方付
作事	手	付付
同郡	目	

(「長井手永大庄屋日記」より)

郡政役職の改革

慶応四年(一八六八)三月六日には、藩政改革に伴う郡政改革によって、郡代をはじめ多くの役職が廃止された。改革によって廃止された役職は第49表のとおりである。郡方内役所も郡方役と改められた。

子供役職の廃止

藩の郡政改革に伴って、村方役人の改革もつぎつぎと行われた。慶応四年(明治元)三月十一日、大庄屋の補佐役である子供役が廃止された。廃止に伴っての身分は、平百姓から子供役になって三年以上の者は苗字帯刀を許され、席順はこれまでどおりとした。三年未満の者は脇差だけ許された。子供役加勢の者は元の百姓に戻り、脇差を許された。

方頭の廃止

同年閏四月二十五日には、庄屋の補佐役である方頭も廃止された。方頭の廃止は、他村の庄屋を兼務している兼帯庄屋にとっては、職務に支障をきたすほどの重大なことであった。

喜多良村庄屋富太郎は、鑑畑村庄屋を兼帯していた。これまでは鑑畑村の方頭が庄屋の職務を代行していたのだが、方頭の廃止によってすべてが庄屋の掛け持ちとなった。こうなるとは「急場御用方御差し支えに

罷成候」(「長井手永大」)と、これまでどおり方頭を置くことを願った。ところが役所からは「庄屋ども掛け持ち務めにては御用方差し支え申すべく間、早々御用村方へ引越し、御用務むべし」(「長井手永大」)と願いは取り下げられ、早々に転居を命じられている。

廃止された方頭は、明治五年(一八七二)八月には里掌と改称されて戸長(庄屋)の補佐役として復活している。

大庄屋・庄 明治二年五月五日、これまで呼びなれてきた大庄屋・

屋の改称 庄屋の呼称が廃止された。代わって大庄屋を里正、庄屋を村長と呼称変えをした。しかし、職務はこれまでどおりと変わらなかった。

里正・村長の呼称は、同年十月一日には「これ迄の里正・村長の名目従前のとおり大庄屋・庄屋と御改め成られ候」(「長井手永大」)と、わずか五か月で元の呼称に戻された。

商法方下吟味・ 同年六月には、郡政局商法方の廃止に伴って、下

下役の廃止 吟味役と下役が廃止された。

大庄屋見習・ 明治三年一月には、大庄屋見習と夫遣が廃止され

夫遣の廃止 た。夫遣は必要に応じて大庄屋が庄屋の内から選んで用を達するように命じられる。

筆生・下役の改称 同年十二月十四日には、小倉藩五郡の筆生・下

役の名目を廃し、付属と改称した。

豊津県の区制 明治四年七月十四日には廃藩置県により豊津藩を廃

し、豊津県となって行政改革が行われた。同月二十四日には、一手永を二区に分けてそれぞれ区長が置かれた。一方の区長に大庄屋が任命されたが、一方の役人の区長は在方の事務に不慣れた

め、実質は大庄屋がこれまでどおりの事務取り扱いであった。

大庄屋については「昨夜区長仰せ付けられ候得ども、右加役大庄屋名目はこれまでどおり相心得らるべき候」(「長井大庄」)と、大庄屋と手永の名称は残し、手永と区が共存した形である。

同年九月五日には、豊津県を一区から四十四区に分ち、仲津郡は一区から十一区となった。長井手永は八・九区、節丸手永は十・十一区に分かれた。それぞれの区に行政の役人を戸長に置いて、布告、戸籍の職務に当たった。旧藩時代の大庄屋・庄屋といった村方役人の在方支配は行政役人の手へと徐々に移行していった。

**庄屋が戸籍編** 同年九月五日には「仲津郡庄屋中、当分戸籍取調掛製掛となる 申し付け候」(「長井手永大」)と庄屋が当分の間戸籍編製掛を命じられた。これは同年四月に戸籍法が布告されて、宗門改人別帳などを備えている庄屋にその作成を担当させたのである。戸籍は翌年二月から登録を開始した。

#### 大庄屋の支庁詰め

明治五年二月十七日、小倉県庁から大庄屋は本・支庁詰めを命じられる。そして、大庄屋二人ずつが月番で本庁詰めを申し渡されたのだが、その日のうちに本庁出仕は撤回の通知が出されている。このころは「朝令暮改」といわれ、新しい制度に対する試行錯誤の状況が、ありありと窺われるのである。

**手永・大庄屋・** 同年五月二日には大庄屋が廃止された。しかし、**庄屋の廃止** 当分の間これまでどおりの事務取り扱いを命じら

れている。そして、同月十九日には手永が廃止されて、仲津郡は第四十一区から第五十一区に分かれた。犀川町関係は、四十八・四十九・五十・五十一区となった。

一手永を二区に分けた区長には、旧長井手永、旧節丸手永ともに行政役人と旧大庄屋が任命された。また、庄屋も廃止され、戸長と改称された。廃止の時期は、戸長の就任が六月十三日から十八日の間であるので六月上旬に廃止されたものと思われる。

それぞれの区に区長、村に戸長、そして戸長を補佐する旧方頭が、里掌の改称で置かれた。区長・戸長は旧大庄屋・庄屋が引き続いて就任したようである。初代の区長・戸長は第50表のとおりである。また、区長は五月、戸長は六月、里掌は八月にそれぞれ就任している。

第4章 近 世

第50表 犀川町域の区長・戸長（明治5年6月）

区	区 長	村 名	戸 長	居 住 村	就任年月日
48	秋 元 収	花 熊 木 山 谷 ッ 口 八 ッ 溝 本 庄 古 川 久 富 統 命 院	矢 成 円 平 家 成 弥 八 郎 岩 崎 藤 蔵 白 石 甚 蔵 霧 我 嘉 蔵 林 田 只 五 郎 林 三 四 郎	木 山 木 山 大 熊 古 川 古 川 八 ッ 溝 統 命 院	
49	森 勝 敬 (大村) 5・5・19就任	大柳 村瀬 大坂 坂 崎山 山 喜多 良 鑑 畑 大 熊 山 鹿	中 原 順 蔵 稲 田 惣 太郎 森 栄 司 三 枝 治 郎 吉 山 田 廉 蔵 山 田 耕 作	花 熊 柳 瀬 崎 山 喜 多 良 山 鹿 山 鹿	5. 6. 18
					5. 6. 18
					5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13
50	勢 嶋 二作(節丸)	(上 原) (光 富) (節 丸) 内(吉 垣岡) 下末 高 屋 上 高 屋	勢 嶋 彦 九 郎 加 木 定 三 郎 勢 嶋 昇 蔵 池 田 和 三 次 勢 嶋 昇 平 清 田 弁 吉	光 富 光 富 光 富 木 井 馬 場 光 富 上 高 屋	5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13
51	佐々木国香	犬 丸 木 井 馬 場 横 瀬 下 伊 良 原 上 伊 良 原 帆 扇 柱 谷	藤 河 長 次 白 川 旦 蔵 吉 田 又 三 郎 白 川 昇 六 進 三 郎 治 永 沼 彦 作	木 井 馬 場 下 伊 良 原 横 瀬 下 伊 良 原 上 伊 良 原 帆 柱	5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13
					5. 6. 13

※ ( ) 内は現豊津町

(「戸長姓名録」(勢嶋文書)「区長戸長里掌姓名録」(永井文書)「年々要用記」(永沼文書)より)